

愛知県肝炎医療コーディネーターの皆さまへ



✦ 制度改正のお知らせ (重要) ✦

日頃から、愛知県における肝炎対策の推進に御尽力いただきありがとうございます。
このたび、肝炎医療コーディネーターの活動をより充実させるため制度を一部改正します。
主な変更点をご確認ください。

☑ 主な変更点

① 更新制度が導入されます

- ・ コーディネーターの任期は約 5 年間 (認定日から5年後の年度末まで) になります

👉 今後、コーディネーターとして活動を継続するためには、定期的に養成講習会を受講する必要があります。

★令和7(2025)年度以前の養成講習会修了証をお持ち方は、令和12(2030)年度までの任期となります。令和12(2030)年度までに再度養成講習会を受講していただくことで令和17(2035)年までの任期となります。

② 活動報告書の提出が必要になります

- ・ 毎年度、活動報告書(様式第1号)を提出していただきます
- ・ 提出期限: 翌年度 4 月末まで
- ・ 提出先: 愛知県 保健医療局 感染症対策課 結核・肝炎グループ
- ・ 提出方法: 所属またはご本人から直接、メールまたはファックスにより提出

✉ kansen-taisaku@pref.aichi.lg.jp ☎ fax052-954-7430

👉 活動内容は難しくまとめる必要はありません。日頃の取組を簡潔にご報告ください。
(活動ができなかった場合もその旨報告してください。)

③ 養成講習会申し込み時に登録いただいたメールアドレスへ各種講習会の案内が届きます

- ・ 研修会などの情報をお届けするため、肝疾患連携拠点病院等が実施する研修会の案内を送付します。(養成講習会の申し込みには原則メールアドレスの登録及び案内の送付について同意をいただたく必要があります)

👉 研修情報を提供しスキルアップにつなげていただきます。



✦ 改正の目的

肝炎患者さん・ご家族への支援をより充実したものにするため

- ・ コーディネーターのスキルアップを図ります
- ・ コーディネーターの活動を継続的に支援します

【お問い合わせ】

愛知県 保健医療局 感染症対策課 結核・肝炎グループ

☎ Tel052-954-6626(直通) ☎ fax052-954-7430 ✉ kansen-taisaku@pref.aichi.lg.jp